

【8 解読文】 廃県土地人民引渡し元前橋県達

(明治五年：一八七二) (B)

今般廃県二付、当県管  
〈今般廃県に付、当県管〉

内土地人民始、群馬県へ今  
〈内土地人民始め、群馬県へ今〉

廿日引渡候条、可レ得ニ其意一候  
〈二十日引き渡し候条、其(そ)の意を得べく候〉

右之趣、村々小前末々迄  
〈右の趣(おもむ)き、村々小前(こまえ)末々迄〉

不レ洩様、至急可ニ申聞一もの也  
〈洩(も)れざる様、至急(しきゆう)申し聞けべきもの也〉

元

前橋県庁朱印

壬申二月廿日

北通

幸塚村	上細井村	嶺むら	横室村	石井村	米野村	持柏木村	森下村	日影南郷
印	印	印	印	印	印	印	印	

右村々	取締	頭取
		名主